

第 13 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和5年11月24日

定 例 会

令和5年第13回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和5年11月24日
 招集の場所 越谷市中央市民会館4階 第16・17会議室
 開閉会日時 開会11月24日 午後 1時30分
 閉会11月24日 午後 3時05分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 者 職 務 代 理 者	野 口 久 男
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	東 宏 行	委 員	足 立 夢 実

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 部 長 兼 学 校 管 理 課 長	五 十 嵐 治
生涯学習課長	木 村 和 明	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	佐 藤 泰 弘
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
生涯学習課 調 整 幹 兼 科 学 技 術 体 験 セ ン タ ー 所 長	小 抜 麻 衣 子	教 育 セ ン タ ー 所 長	菊 池 邦 隆
スポーツ振興課 調 整 幹	小 野 田 昌 功	学 校 管 理 課 調 整 幹 給 食 課 調 整 幹 兼	杉 田 直 也
新方公民館長	中 村 則 行	第 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 教 育 セ ン タ ー 調 整 幹	益 本 雅 行 秋 元 伸 也

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課
調 整 幹 鈴木 理 香

	議 事	て ん 末
議	教育長報告	
	・教育長専決第27号について	
	・教育長専決第28号について	
	・教育長専決第29号について	
	・教育長専決第30号について	
	・教育長専決第31号について	
	・教育長専決第32号について	
	・教育長専決第33号について	秘 密 会
事	協議事項	
	・令和5年度越谷市二十歳のつどいについて	
	その他	
	・令和6年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について	
	・越谷市における新たな地域クラブ活動モデル事業について	
	・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査の実施について	(秘密会)
状		
況		

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより11月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第33号及びその他報告3については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎教育長報告 「教育長専決第27号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第27号について」、学務課長から説明いたします。学務課長。

磯山学務課長 それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

去る10月26日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました7件の専決事項について、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第27号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

専決第27号 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての原案決定について。

越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和5年11月9日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の5ページをご覧ください。こちらは令和5年12月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、嘱託医師及び学校薬剤師の報酬の改定を行う必要があるため、提案

するものでございます。

内容でございますが、資料「新旧対照表」の1ページをご覧ください。まず、学校薬剤師につきましては、本市の市立病院勤務薬剤師と職務内容及び負担が同等と評価できるため、前回改定の算定基準である平成30年と令和5年の本市の6年制大学卒業薬剤師の初任給に着目し、その引上げ率を用いて、学校薬剤師の報酬額を算出することが適正と考えます。平成30年の初任給が21万5,300円、令和5年が21万9,900円で、この間の引上げ率が約2.1%であり、算出すると2,700円増額の13万400円とするものでございます。

次に、内科医につきましては、前回改定時の算定基準である平成30年の医科診療報酬の初診料282点と令和5年の288点とを比較し、その差率2.1%を引上げ率とし、基本額を2,800円増額の13万7,400円とするものでございます。また、児童生徒1人当たりの額、いわゆる加算額については、前回改定時に据え置きとしたため、前々回の改定である平成11年の初診料270点と令和5年の288点とを比較し、その差率6.6%を引上げ率とし、10円増額の180円とするものでございます。

眼科医、耳鼻科医については、内科医と職務内容が同等と評価できるため、将来的には報酬の基本額及び加算額を内科医と同額にすべきと考えますが、これは対象の全児童生徒の健診を実施することができた場合に相応の金額であると考えます。

今回、眼科医の基本額については、内科医による健診の児童生徒実施学年数が9学年であるのに対し、眼科医の健診の基本的な実施学年数が5学年であるため、内科医の引上げ後の額13万7,400円の9分の5の金額が適正であると考え、現在定める額に1万7,900円を増額した7万6,300円といたします。また、耳鼻科医については、健診の基本的な実施学年数は3学年であります。学校医の成り手不足が顕著であるため、その解消の観点から、眼科医と同額の7万6,300円といたします。加算額につきましては、基本額と同様の考え方で、内科医の引き上げ後の額180円の9分の5の金額である100円が適正であるとし、現状のままといたします。

最後に、学校歯科医につきましては、内科医と職務内容が同等と評価できるため、将来的には報酬の基本額及び加算額を内科医と同額にすべきと考えますが、市の財政状況等を考慮し、現行の額を基準とし、内科医と同様の2.1%を引上げ率といたします。算出いたしますと、基本額は2,600円増額の12万9,400円となり、加算額につきましても内科医と同一の差率6.6%を引上げ率とし、10円増額の160円といたします。

以上の報酬額で、それぞれ改正を提案するものでございます。なお、学校医等の報酬改定につきましては、令和5年10月2日に開催された越谷市特別職報酬等審議会への諮問、答申を踏まえたものでございます。

専決第27号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔なし〕と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第28号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第28号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、専決第28号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

専決第28号 財産の取得について（越谷市立地域スポーツセンタースポーツ備品）の原案決定について。

財産の取得について（越谷市立地域スポーツセンタースポーツ備品）の原案決定について、別紙のとおり専決処理するものとする。

令和5年11月9日提出、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の11ページをご覧ください。こちらは令和5年12月定例会市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立地域スポーツセンタースポーツ備品を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしまして、取得財産につきましては後ほどご説明いたします。

取得価格につきましては、3,085万5,000円。

契約の相手方につきましては、カミサカスポーツ代表者 上坂邦男でございます。

次に、12、13ページをご覧ください。

取得財産につきましては、

- 1 バレーボール備品、
- 2 バドミントン備品、
- 3 卓球備品、
- 4 トランポリン備品、
- 5 共通備品

でございます。

また、参考といたしまして、14ページに入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

専決第28号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 3,000万円相当ということで、特にこの中で高額なものというのは、どういったものが高額になりますか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 一番高額なものにつきましては、トランポリンが一番高額なものとなっております。1台800万円相当という価格でございます。

吉田教育長 大会に使えるような、幅が広いトランポリンですか。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 国際基準に沿ったものになっておりまして、トランポリンの大会でも使えるような仕様になっております。

吉田教育長 以前のトランポリンは大会では使えず、大会用のトランポリンを借用して、大会を開催しましたが、そういうことはなくなるわけですね。

坂巻スポーツ振興課長 以前、第2体育館で使用していたにトランポリンについては、モデルが古くなってしまい、試合で使えないこともございました。この度、新しいトランポリンを新規格で購入、大会も開催できるということでございます。

吉田教育長 新規格だと高く跳べるようになるから、安全には十分気をつけてください。

坂巻スポーツ振興課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 トランポリンは、普段は市民の方が使えるのですか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 普段は、トランポリンのクラブが使っておりまして、体験もできるようになっております。トランポリン連盟の方がいる中で、一般参加者が利用しているという状況でございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第29号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第29号について」、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 それでは、専決第29号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

専決第29号 財産の取得についての原案決定について。

財産の取得についての原案決定について、別紙のとおり専決処理をする。

令和5年11月9日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の17ページをご覧ください。こちらは令和5年12月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、大型提示装置を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、

取得財産につきましては大型提示装置88台、

取得価格につきましては2,024万円、

契約の相手方につきましては富士電機ITソリューション株式会社代表取締役 及川弘でございます。

また、参考といたしまして、18ページに入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

専決第29号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 大型提示装置を簡単に説明してもらえますか。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 大型提示装置は大型テレビ、教室に置くための設置台、割れたりしないためのカバーフィルムなどを全て含めて大型テレビ装置でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 何インチぐらいか、どこに設置して、目的というか、どういう場面で使われることが多いのでしょうか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 55インチ以上の大型テレビを想定しています。ちなみに、対角線上で139.7センチのサイズでございます。

現在、市内小中学校では全ての通常学級と特別支援学級、小学校の算数少人数教室に設置しており、例えば学習のときに教員がデジタル教科書の画面や動画を見せる、あるいは子どもがタブレット端末で作った作品や文書等を大型提示装置に投影して全体に紹介する、あるいは子どものノートについて、クラス30人であれば30人の画像を大型提示装置に映し出して、教員が把握し

て1枚を紹介したり、様々な使い勝手がございます。

なお、特別教室に関しましても、学校規模にも差があるのですが3台から6台を配置しております。

今回の大型提示装置は、88台購入し、128学級ある特別支援学級の中のまだ入替えが済んでいない86学級に予備2台を加えた台数です。本来、リース契約期間が切れる、来年度入替えを予定していたのですが、国の臨時交付金の対象となる情報を4月に得たため、前倒しして、議案提出したところです。

吉田教育長 黒板の代わりに大型テレビを使うことがあって、導入したものです。黒板と同じような電子黒板という案があったのですが、大型テレビで十分足りるということになりました。
教育センター所長。

菊池教育センター所長 そのとおりでございます。

1点訂正がございます。先ほど55インチ以上の大型テレビとお答えしたのですが、現在設置されているものが55インチで、購入したい大型テレビは65インチでございます。対角線でいうと約165センチ、映像がより鮮明で教員が近くに立ってもその影が映り込まないような機能もあり、より教育効果が望まれるものと考えます。

なお、現在設置している55インチの大型テレビは、無駄になるのではないかという疑問もあるかもしれませんが、それらは、配置していない特別教室で活用し、テレビを移動しなくても学習ができるようにしたいと考えています。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 リース契約期間が切れるというお話があったのですが、今回はリースではなくて購入ということですが、何か理由があるのでしょうか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 今までは5年間のリース契約で、より良いものにバージョンアップしていくという目的がありました。今回は、交付金での購入ということから買い取りになります。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

足立委員。

足立委員 今回の88台について、予備2台入れて86学級分とおっしゃっていたのですが、今まであったのと含めて全体的に足りているのですか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 この学級にあってこの学級にはないということは、あってはならないこと

で、通常学級、特別支援学級、小学校の算数少人数教室には全て設置をしています。今後も、来年度の学級増に対応できるよう予算取りをしているところでございます。

特別支援学級、体育館、図書館など、毎日、常には使わない場所につきましては、学校でよく使う場所、例えば理科室をよく使う場合、理科室に設置している学校もあります。そういう移動の手間もないように、全ての特別教室にもテレビが設置できるよう、今後努めてまいります。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第30号について」

教育長報告 「教育長専決第31号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第30号及び第31号」につきましては関連がございますので、一括して生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをお開きください。

専決第30号及び23ページの専決第31号につきましては、令和5年12月定例会市議会に提案いたします「指定管理者の指定についての原案決定について」でございます。

専決第30号は越谷コミュニティセンター、専決第31号は越谷市民プールの原案決定についてでございます。

指定管理者の指定についての原案決定について、それぞれ別紙のとおり専決処理する。

令和5年11月9日、越谷市教育委員会教育長。

戻りまして、会議要項の21ページをお開きください。こちらは令和5年12月定例会市議会に越谷市長が提出する指定管理者の指定について（越谷コミュニティセンター）の議案の原案でございます。

議案内容でございますが、越谷コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設、所在地、越谷市南越谷一丁目2876番地1、名称、越谷コミュニティセンター。

2 指定管理者に指定する団体、所在地、越谷市増林二丁目33番地、名称、公益財団法人越谷市施設管理公社、理事長、青山雅彦。

3 指定する期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、越谷コミュニティセンターの指定管理者を指定するにあたり、地方

自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

越谷コミュニティセンター及び越谷市民プールの指定につきましては、9月の定例教育委員会会議におきまして経過報告をさせていただいておりますが、本議案は、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理者の指定を行うにあたり提案するものでございます。

今回の指定管理者の指定にあたり、公募及び随意指定の方向性について、指定管理者選定委員会教育総務部会において協議、検討を行った結果、施設の設置目的、管理運営の状況、さらに越谷サンシティ整備事業に係る現行計画の一部見直しに伴い、運営期間が令和8年度末までとなったことなどを踏まえ、これまでの長年にわたる施設・設備の維持、補修などを継続的に行ってきた経験と実績、優れた専門性やノウハウなどを勘案し、公益財団法人越谷市施設管理公社を引き続き指定管理者として選定することがふさわしいとの評価で一致し、随意指定としました。

その後、書面開催となりました越谷市指定管理者選定委員会において、公益財団法人越谷市施設管理公社が指定管理者候補者として選定されております。

続きまして、会議要項の25ページをお開きください。こちらは越谷市民プールの議案の原案でございます。

議案内容でございますが、越谷市民プールの指定管理者を下記のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設、所在地、越谷市増林三丁目2番地2、名称、越谷市民プール。

2 指定管理者に指定する団体、所在地、越谷市越ヶ谷四丁目1番1号、名称、越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ、代表者、越谷市越ヶ谷四丁目1番1号、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会会長、杉本昭彦。

3 指定する期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、越谷コミュニティセンターと同様でございます。越谷市民プールにつきましては、今期は、現在の指定期間でございますが、公募としており、次期につきましても選定における機会の公平性、実績評価における透明性、選定結果の公正性を確保するため、公募といたしました。

また、越谷市民プールについては、老人福祉センター「ゆりのき荘」との複合施設であることから、同一管理者による一元管理が効率性、安全性及び経済性の面からも適当であると認められるため、複合施設一体での指定管理者を公募し、指定するものとしたしました。

なお、応募のあった団体は、越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループの1団体でございました。令和5年10月2日に開催された越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会から答申をいただき、その後、書面開催となりました越谷市指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定の承認決定を受けたところでございます。

教育長専決第30号及び第31号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員 指定管理者に指定する団体、越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループとなっていて、シンコースポーツグループというのは株式会社で2団体ということなのか。代表者は社会福祉協議会となっていて、施設の場所によって管理者が違うということなのか。2団体の合体というのはどんな形なのかが、分かりづらかったのでご説明いただければと思います。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 社会福祉協議会・シンコースポーツグループについてでございますが、共同事業体ということで、社会福祉協議会とシンコースポーツの2者が共同で応募してきたもので、管理につきましては、主に社会福祉協議会が老人福祉センターを、シンコースポーツが運動部門で市民プールと老人福祉施設の運動部門を受け持つという形で、今回、報告をいただいております。

吉田教育長 これは又貸しではないということですね。

坂巻スポーツ振興課長 はい、そうでございます。

吉田教育長 又貸しで、維持管理が不徹底で事故が起こったという事例が他市でありました。管理を徹底するために共同で応募があったということですね。

東委員。

東委員 2つの団体というのは、どういうものなのだろうと思ったのです。限定的に質問した方がいいですね。限定的に質問すると、例えば事故が起きた場合は、この両者が共同で責任を負っていくのでしょうか。それとも福祉的な部分は社会福祉協議会、スポーツ関係、例えばプールはシンコースポーツが責任を負っていくのか、その辺を聞いておきたいと思ったのです。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 事故が起こった場合、共同事業体である社会福祉協議会・シンコースポーツグループという一つの団体が、責任を負うこととなります。

吉田教育長 社会福祉協議会の一つだけだと、プールの管理についてはノウハウがありませんので、シンコースポーツグループと一緒に管理をしているということですよ。

坂巻スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

吉田教育長 よろしいですか。

東委員 はい。共同で責任を負うということですね。分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 確認なのですが、先ほどご説明いただいたときに、越谷コミュニティセンターと

おっしゃっていたのですけれども、要項を見ると「コミュニティセンター」なのですから、正式名称はこれでよろしいのですか。

吉田教育長 生涯学習課長。

木村生涯学習課長 コミュニティセンター条例で施設設置しておりますけれども、この条例におきましても小さい「ユ」、小さい「イ」ではなく、大きい「ユ」と大きい「イ」を用いておりますので、それに倣っております。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第32号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第32号について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、専決第32号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをご覧ください。

専決第32号 令和5年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和5年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和5年11月9日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊の令和5年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にごございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回8,021万円を追加し、補正後の総額は43億7,555万9,000円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ、9ページの(1)歳入予算説明書をご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金につきましては、食料品価格等の物価高騰対策に係る給食材料費に伴う国庫補助金として、保健体育費補助金8,000万円を追加いたします。

次に、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入といたしまして、越谷市美術展覧会及びスポーツ大会における怪我に対する、市民総合災害等補償金21万円を追加いたします。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回、5,131万円を追加し、補正後の総額は137億621万3,000円となります。

歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。24ページ及び25ページの事業別予算説明書

をご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費のうち施設管理費につきましては、小学校施設に係る植木管理等委託料の追加及び事業費の確定に伴う防犯用カメラ借上料の減額を行い、合わせて30万円を減額いたします。また、備品等整備事業につきましては、小学校に係る消耗品費及び備品購入費として、合わせて390万円を追加いたします。

26ページ及び27ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費のうち施設管理費につきましては、中学校施設に係る植木管理等委託料の追加及び事業費の確定に伴う防犯用カメラ借上料の減額を行い、合わせて20万円を減額いたします。

また、備品等整備事業につきましては、中学校に係る備品購入費80万円を追加いたします。

28ページ及び29ページをご覧ください。6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、その他社会教育総務費につきましては、越谷市美術展覧会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の5万円を追加いたします。

30ページ及び31ページをご覧ください。7項保健体育費、2目学校給食費のうち学校給食事業につきましては、学校給食に係る消耗品費の追加及び国の地方創生臨時交付金を活用し、食料品価格等の物価高騰対策に係る給食材料費の追加、並びに学校給食センターに係る調理用機器購入費といたしまして、合わせて8,250万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、給食センターに係る燃料費及び修繕料といたしまして、合わせて1,500万円を追加いたします。

32ページ及び33ページをご覧ください。3目体育費のうち、その他体育費につきましては、スポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の16万円を追加いたします。

なお、その他の項目につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の整理に係る減額及び人事院勧告による会計年度任用職員の関連経費の追加が主なものでございます。

詳細につきましては、事業概要欄をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、追加が12件ございます。まず、表の中段の越谷コミュニティセンター管理運営委託料及び一番下の越谷市民プール管理運営委託料につきましては、各施設の指定管理者の指定期間が今年度をもって満了となることに伴い、来年度からの指定管理者の指定に係る準備行為が必要であることから、債務負担行為を設定するものでございます。なお、期間につきましては、越谷コミュニティセンターは令和5年度から令和8年度まで、越谷市民プールにつきましては令和5年度から令和10年度まででございます。

また、下から2つ目の給食センター施設設備修繕料につきましては、第一学校給食センターの汚水処理施設の修繕において、令和5年度から令和6年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、その他の9件の債務負担行為につきましては、各事業の来年度に向けた準備行為が必要

であることから、令和5年度から令和6年度までを期間として設定するものでございます。

教育長専決第32号に係るご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎協議事項 「令和5年度越谷市二十歳のつどいについて」

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和5年度越谷市二十歳のつどいについて」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、令和5年度越谷市二十歳のつどいについてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをお開きください。令和5年度越谷市二十歳のつどいですが、開催趣旨につきましては、市を挙げて二十歳に達した青年の新しい門出を祝福するものでございます。

期日につきましては、令和6年1月7日日曜日でございます。成人の日の祝日は、翌日の8日月曜日でございますが、平成15年度から成人の前日の日曜日に開催しております。

会場につきましては、例年と同様、13地区に実行委員会が組織されており、出羽地区と荻島地区、大沢地区と北越谷地区がそれぞれ合同で行われますので、11会場でございます。

次に、対象者数でございますが、本年11月1日現在で3,319人となっており、男性が1,636人、女性が1,683人ございまして、昨年に比べ62人増えております。

なお、対象者への案内状につきましては、11月1日現在に越谷市に住民登録のある対象者に12月初旬に発送の予定となっております。

続いて、式典の内容でございますが、例年どおり、開式のことばから実行委員長挨拶、式辞、記念品の贈呈、祝辞、誓いのことばといった流れとなっております。

なお、式典における市長の役割につきましては、式辞、記念品の贈呈及び誓いのことばの受領であり、市長が出席できない会場については、市長の代理者として委員の皆様にご出席をお願いしているところでございますが、今年度、式辞につきましては、二十歳の青年へ直接市長ご自身の言葉を伝えるために、市長が出席しない会場ではビデオメッセージを流すこととなりました。つきましては、委員の皆様には市長の代理としてご出席をいただいた上で、記念品の贈呈及び誓いのことばの受領についての役割をお願いしたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、(2)の催し物等につきましては、現在、各地区において二十歳の方々を中心に企画が練られている状況でございます。

次に、記念品につきましては、対象者全員に贈呈いたしますが、本年は多機能ペンとなっております。

最後に、各地区の開催日程及び委員の皆様のご出席についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の34ページをお開きください。こちらにつきましては、市長及び市長代理者として、委員の皆様にご担当していただく地区をお示ししております。会議要項記載の事務局案につきましては、あらかじめ市長部局と調整したものを提示させていただいておりますので、申し添えいたします。

野口教育長職務代理者につきましては、1番の桜井地区をお願いしたいと存じます。会場は平方中学校体育館でございます。対象者は329人で、受付開始時間は12時30分、式典開始時間は13時でございます。

次に、渡辺委員につきましては、5番の出羽・荻島地区をお願いしたいと存じます。会場は文教大学13号館13101教室でございます。対象者数は439人で、受付開始時間は13時30分、式典開始時間は14時でございます。

次に、足立委員につきましては、8番の大相模地区をお願いしたいと存じます。会場は大相模中学校体育館でございます。対象者数は261人で、受付開始時間は13時、式典開始時間は13時30分でございます。

次に、東委員につきましては、9番の大沢・北越谷地区をお願いしたいと存じます。会場は栄進中学校体育館でございます。対象者数は317人で、受付開始時間は13時30分、式典開始時間は14時でございます。

次に、山口委員につきましては、10番の越ヶ谷地区をお願いしたいと存じます。会場は中央市民会館劇場でございます。対象者数は237人で、受付開始時間は13時、式典開始時間は13時30分でございます。

最後に、吉田教育長につきましては、2番の新方地区と7番の川柳地区の2地区をお願いしたいと存じます。最初にご出席いただきます川柳地区の会場は、光陽中学校体育館でございます。対象者数は224人で、受付開始時間は10時15分、式典開始時間は11時でございます。また、2番の新方地区の会場は北陽中学校体育館でございます。対象者数は308人で、受付開始時間は13時、式典開始時間は13時30分でございます。

委員の皆様にご担当いただく地区の説明につきましては、以上でございます。

なお、議長及び各議員の皆様の出席予定につきましては、次回12月の定例教育委員会会議でご報告させていただきたいと存じます。

令和5年度越谷市二十歳のつどいについての説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今回の大きな変更点として、式辞を市長さんのビデオメッセージでということがあります。大変いいことだなと思いました。直接市長さんが青年の方に語りかけることは、意義があるのではないかなと思いました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

万が一に備えて式辞は用意するのですか。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 何らかの都合で映像が流れないということは、当然前日までのリハーサル、会場準備の際に念入りに調整は行いたいと考えております。ただ、おっしゃるとおり、万が一ということは当然起こり得ることとして、式辞は念のため用意します。

吉田教育長 よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和6年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和6年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、令和6年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項35ページをご覧ください。はじめに、9月以降の日程についてご説明します。9月中旬にインターネット上に掲載した説明用動画にて保護者への説明を実施、9月26日までに申請書を提出していただきました。10月12日に申請状況の集計結果を文書で保護者に通知するとともに、越谷市のホームページで公表しました。その後、10月23日までの選択申請変更期間を経て、令和6年度入学生の選択状況が決定した結果を、改めて11月9日に保護者に文書で通知するとともに越谷市のホームページで公表しました。それが会議要項36ページにあります令和5年11月1日現在の中学校選択制集計一覧でございます。

それでは、会議要項36ページにあります中学校選択制集計一覧をもとに令和6年度入学予定者の中学校選択状況についてご説明いたします。

(A) は、基本学区の中学校を選択した人数でございます。(B) は、基本学区外から当該中学校を選択した人数でございます。(C) は、(A) と (B) の合計です。例えば中央中学校の場合には、基本学区の248人に基本学区外からの44人を加えた数、292人の児童が中央中を希望していること

になります。

次に、一番下の計の欄をご覧ください。基本学区の中学校を選択した人数の合計が2,643人、基本学区以外の中学校を選択した人数の合計が251人、従いまして市内の中学校への就学希望者の合計が2,894人となります。また、表の一番右の列は、各中学校の基本学区内に在住している新中学1年生の人数、つまり中学校選択制がない場合、本来その中学校に通う者の人数となっております。

なお、令和6年度の新中学1年生につきまして、富士中学校、栄進中学校は基本学区以外の生徒を受け入れるための余裕教室がないことから、基本学区以外からの受入定員を0人といたしました。富士中、栄進中を除く他13校の基本学区以外からの受入定員は、それぞれ35人となっております。従いまして、中央中、北中の2校が抽選校となりました。抽選会は11月26日日曜日に越谷市中央市民会館1階劇場で開催され、就学する中学校が決定いたします。

再度、会議要項35ページの下の部分をご覧ください。中学校選択制が開始されて来年度で19年目を迎えますが、令和6年度入学予定者以外に過去4年分の選択状況を載せましたのでご覧ください。令和6年度入学予定者の選択申請書発行総数は、2,943人で行いました。選択申請書発行総数とは、来年の4月に中学校新1年に就学を予定している人数でございます。基本校の選択状況、あるいは基本校以外の選択状況を見ますと、あくまでも11月1日現在の状況でございますが、約90%が基本学区の中学校を、約9%が基本学区以外の中学校を、さらに約1%が市外の中学校等への就学を予定していることが分かります。この傾向は、ここ数年変わりません。

今後の日程についてご説明します。11月26日に抽選会を実施した後、1月中旬に就学通知書が発送されます。その後、転出等で辞退者が出た場合、抽選で漏れた方の繰り上げもあります。その繰り上げは、2月9日で締め切れ、最終的に就学する中学校が決定することになります。市内中学校では、2月5日に入学説明会が行われ、新入学への準備が始まります。

ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

足立委員。

足立委員 抽選結果選外者繰り上げ締め切りが2月9日にあつて、その前に既に中学校の入学説明会が実施されていると思うのですが、もし繰り上げて入れるようになったという方はどのようにされていますか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 入学説明会が2月5日にあるのですけれども、2月9日で締め切られるということになっています。その場合には、それぞれ予定するところの説明会に行くのが一番でございますが、まだその後、迷っている場合には、各中学校に個別にご連絡をしていただきながら、必要なものや情報を得るといった形になると思います。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 今の足立委員の質問に追加するような形で、2月9日の抽選結果外繰り上げ者の締め切りが終わってから、中学校の入学説明会にすれば1回で終わるのではないですか。

磯山学務課長 今後、検討してまいりたいと思います。

吉田教育長 学校教育部長。

青木学校教育部長 繰り上げはなぜ起きるかといいますと、私立中学校の合否が出て、それによって空きが出た場合には繰り上げ当選待ちをしている方が行けるとい、つまり中央中学校では選外になってしまう。でも、中央中学校に進むはずの人が、抽選で当たった人が私立中学校に進学する場合、空きが出るのです。35人という枠の中に入って、そういった場合の繰り上げがござい、ますので、私立の発表日とこれが密接に、9日が結びついているという形になります。ですので、近隣の市町村または都内の私立中学校の合否発表日、これによって少し左右されるので、教育委員会だけでは何ともし難い部分がございますが、できるだけその日が本当は逆転しないといいなという今ご意見を伺いましたので、その辺十分に調査をしながら、対応ができる範囲でしてまいりたいと考えています。

吉田教育長 選択者総数と一番右側にある数字が違うのが、私立中学校へ進学する子どもの数が含まれているからですが、その点を考慮して日程の調整になるという説明です。よろしいですか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 私もずっと中学校選択制を注目しているのですけれども、基本学区外から中学校を選択する新1年生について今年は8.56%ということで、先ほどご説明あったように9%前後で推移しているということです。

そして、富士中、栄進中は、かつては受け入れない学校はなかったのですけれども、それがあ、るにもかかわらず、9%程度のお子さんは選択するということは、やはり中学校選択制について、の一定程度の人数とその効果、中学校に意欲を持って入学するという効果は出ていると、今回の報告を受けても感じました。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 選択制が平成18年度から始まり、中央中と北中はほぼ毎年抽選校となっている中、富士中、栄進中以外の市内の中心にある学校は、選択の対象校になり得る状況が続いていると思、います。子どもたち自身が、それぞれの中学校の良さや希望を持って選択をしているという状況がござい、ますので、今後につきましても様々な点を検討しながら進めてまいりたいと思います。

吉田教育長 部活動で選択しているなどの部分もなくはないので、受入定員35人と限定をしてい、ます。そのため、大幅な移動はないわけですがけれども、一時、三郷市では制限なしで選択制を行い、相当の移動があり議会で話し合われたという経緯があります。ただ、今までどおりという意見が

多かったので、今でも継続しているところです。小学校の選択制も実施していただきましたので、小学校選択制は廃止しています。今後はどうするのかというときには、教育委員会会議でご協議いただいてもいいと思っておりますが、今のところは継続をするということによろしいですか。

学務課長。

磯山学務課長 今のところは、それぞれの学校の特色ある教育をきちんと鑑みた上で選択していただいていると考えておりますので、継続していくという方向で進めたいと考えております。ただ、課題ももちろんございますので、考えていきたいと思えます。

吉田教育長 もう一度、アンケートの取り方も工夫してみるといいかもしれませんね。

磯山学務課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「越谷市における新たな地域クラブ活動モデル事業について」

吉田教育長 続きまして、「越谷市における新たな地域クラブ活動モデル事業について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、越谷市における新たな地域クラブ活動モデル事業についてご報告をいたします。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをご覧ください。令和5年10月14日土曜日に、越谷市立北陽中学校にて第1回目となる越谷アルファーズによる新たな地域クラブ活動モデル事業が開催されました。男子43名、女子37名の参加がございました。

会議要項の38ページをご覧ください。これは今回のモデル事業の越谷アルファーズの担当者であり、指導者でもある青野和人氏より実施報告として提出いただいたものでございます。当日は、ご覧の内容を行いました。参加した生徒たちは怪我もなく、プロから一つでも多くを学ぼうとする明確な目的意識を持って、真剣に参加しておりました。今後も毎回、このような実施報告を提出いただきます。

会議要項の37ページにお戻りください。こちらは指導課が第1回のモデル事業を見届けた上で、アルファーズや学校の意見や要望等を踏まえ、次回開催に向けて課題点や修正点などをまとめたものでございます。先ほどご覧いただいたアルファーズからの実施報告と指導課が作成した本資料を関係中学校に提供しまして、次回以降の質の向上を図ってまいります。

今後も、アルファーズ、関係中学校、教育委員会が連携し、部活動の地域移行の在り方について模索してまいります。

ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 クラブ活動の地域移行の目標、目的の一つに、教員の先生の負担を軽減することがあるのかと思うのですが、4課題・修正点について①で、ボールを忘れた生徒の分を学校から貸すとなった場合に、誰かが学校の倉庫を開けたりしなければいけなくて、アルファーズは鍵を持っていないと思うのです。②の得点板の借用に関しても、なるべく先生や学校が関わらないで済むような仕組みも必要なのかなと思うのです。あらかじめ鍵を渡しておいて、足りないものがあつたら倉庫までは開けてもいいなど、今後、検討していかれる予定はあるのでしょうか。

吉田教育長 地域クラブへの移行なので、学校の職員が携わってしまうとあまり意味がない、この点については。

指導課長。

佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。このモデル事業は、できるだけ学校の先生が関わらない、働き方改革が根本にございます。やはり、学校を会場に行うとどうしても関わらなければいけない場面が出てきてしまいますので、実施報告で反省しながら修正をしていくという形でございます。事業は既に2回行ったのですが、基本的に顧問の先生は来ないことになっております。

教育委員会としましても初めてのことで、実は私もその場にはおりましたのでお貸しすることができましたが、委員さんがおっしゃるように、最終的には借用等もしなくても大丈夫にするというのが基本でございます。ゆくゆくは、今回の事業ではアルファーズが鍵を持ち、開けるといいう方向に持っていければいいなと思うのですが、現段階は学校もどういふふうに行っているか見たいということもございまして、学校に今は鍵を開けていただいている状況でございます。

先の見通しとして、委員さんがおっしゃるような形を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉田教育長 確かにクラブ活動の地域移行というのは、働き方改革が前提ではあつたのですが、最近、国の考え方としては、地域の子どもは地域で育てようというような形に若干変わってきてはおります。いずれにしても、根底には働き方改革を進めていくという施策、方向性については共通するものがあると思っております。

他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 先日、11月22日の全国新聞、一般新聞ですが、そちらでも地域移行について取り上げているのを目にしましたのでご紹介します。例えば、新潟県長岡市や長野県は教育事務所と14市町村の教育委員会による連絡協議会などをつくって進めていること、あるいは

早稲田大学のOB会で進めていることなど、全国では越谷市に限らずいろいろな方法を模索しているのだなということが分かりました。

その中で目を引いたのが、例えばeスポーツが子どもたちには人気があるということです。先生方の働き方改革もさることながら、それは中心で取り組むことは間違いないのでしょうけれども、子どもたちの楽しみたいという希望、子どもたちの嗜好など、我々も考え方を変えていかないといけない時期に差し加かってきたのかなということを感じました。

吉田教育長 埼玉県もモデル事業はやっていて、幾つか紹介できますか。

指導課長。

佐藤指導課長 埼玉県では知事部局と教育委員会の両方に分かれておりまして、例えば協力いただいている越谷アルファーズは知事部局で、県のスポーツ振興課から下りてきているものです。県内には他にもスポーツチームがあり、一例としては、上尾市に上尾メディックスというバレーボールのチームがありますので、連携して事業を実施しているところもございます。

埼玉県教育委員会では、白岡市の中学校は4校で移行しているところですが、民間企業に委託をして、人材派遣等を行っています。戸田市も、全部は戸田の規模ではできないのですが、一部の部活動、一部の学校という形で行っていると聞いております。

先ほどのeスポーツの話ですけれども、働き方改革ももちろんなのですが、子どもたちが土日に、平日にやっている部活ではない部活で、自分がやりたいもの、競技を高めていくスポーツだけではなくて、楽しむスポーツという捉え方、文化部も同じですけれども、そういったところに加わっていくという試みもございます。ゆくゆくは、越谷市も試みていく必要があるのかなと思うのですが、他市町の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

吉田教育長 部活に関しては、中体連等が中心になって大会運営等をしているのですが、実際に地域移行を完全に成し遂げるということであると、例えば指導者の確保をどうするのか、あるいは大会運営をどうするのか、報酬をどうするのか、様々な課題があるので、なかなかうまく手をつけることができない状況です。

そこで、県では、最終的には1つでも2つでもいいから、ある期間中に地域移行ができた地域クラブ活動、これを立ち上げてほしい、そういう運動方針を立てて地域に要求をしているところなのです。ですから本市としても、今のところ、ここでいうアルファーズのモデルケースを核として、これを基軸に一つの例として今後広めていくにはどうしたらいいか、ここから立ち上げていくということですからまだまだ時間をかけてやらないと、なかなかうまくいかないところだと思うのです。ぜひ委員さんのお知恵をお貸しいただければありがたいところでもあります。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今年度は、モデル事業ということで行われているわけなのですが、幾つかお聞き

したいのですけれども、まず1つ目は、今回、希望者が全員これに参加できているのかどうか。

2つ目は、更衣の問題です。着替えですけれども、やはり汗をかくわけで、初めから家から着てきて汗をかいたまま帰るのか、それとも着替えはどこかでできるようになっているのかという点です。

3つ目が、37ページの5確認事項①に、運営者ですか、坂の上に立ち、自転車を降りて下るよう誘導するとあるのですが、この誘導はどなたがやっていたらしゃるのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 まず、1点目、全員希望した人ができているのかということですが、全員参加できております。人数についても想定内でした。

2点目、着替えについてでございますが、着替えの場所はございません。子どもたちは、その場に来て、何とかして着替えているか、あるいはそのまま帰っているところだと思うのですけれども、申し訳ございませんが、更衣室のようなものがそこにはございませんので、それは子どもたちに任せているような状況になっております。

3点目ですけれども、自転車の誘導でございますが、自転車の誘導は基本的にアルファーズが行っております。アルファーズはコーチの人だけでなく、受付担当や保護者に連絡する人、それから自転車駐輪場、自転車は非常に混み合いますので、また危険が伴いますので、それを誘導したりする人になります。

着替えのことについては、今は暑い時期ではありませんが、これからを考えますと着替えという要素は事業に含まれるものと思います。また、学校の施設を借りるということにもつながってきますので、検討しなければいけないと思います。

吉田教育長 学校で部活動をしているのですけれども、部室があれば部室で着替えるところですが、完全個室にはなっていない。体育館に個室があるかというとなないので、教室で着替えるという現状です。今、部活動ではそういう状況だから、地域移行になったからできるという話ではないと思います。

渡辺委員。

渡辺委員 部活動をする中学生は、教室で着替えて、部活動が終わった後は、そのまま下校しているのですか。

吉田教育長 本来なら体育でも着替える更衣室があればいいのですが、そういう状況ではないです。多分先生が学生の頃、そのような状況ではなかったのかなと思うのですが。

渡辺委員。

渡辺委員 例えば、雨が降っていて、それでも自転車でやって来て濡れているような場合、着替えが必要だったり、何らかの状況でやはり着替えが必要になるときがあると思うのですけれども、

何となくそれを生徒に任せてしまうと、その辺で着替えてしまう。そうすると、盗撮であったり
そういう問題も出てくると思うので、今後、考えたほうがいいのではないかと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 今、子どもたちが着替えるときの現状なのですけれども、濡れた場合には着替えを
持ってきているのですけれども、例えば着替える服を上に着て、それからぬれた服を脱ぐような
形を取ったりしております。それから、ジャージなどを上にかぶせながら着替えたりする場合も
あります。大方はそのまま帰っているという場合が多いと思います。

プレーするのはフロアになりますけれども、例えば、ステージの両袖といったところはある程
度目隠しをすれば着替えができるという部分もございますので、委員さんのご指摘にある程度は
できる部分もあると思いますので、検討させていただきたいと思います。盗撮等がないというの
が大原則になるようにしたいと思います。

吉田教育長 他にございますでしょうか。なかなか一口に地域移行と言っても難しいことではござ
います。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

それでは、秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましてご報告させてい
ただきます。12月21日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、よろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 3時05分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 岩 行

委 員

足 立 夢 実

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香